

【ご注意】この条件書は、主に航空券に関する取扱条件書です。留学先の学校やホームステイ・寮などの滞在、留学先の最寄り空港から滞在先までの空港送迎など留学に関する申込条件は、別途定める各種「留学プログラム定型約款」を必ずご一読ください。

株式会社 留学ジャーナル

〒160-0016 東京都新宿区信濃町 34 JR 信濃町ビル 6F
TEL:(03)5312-4421 FAX:(03)5312-4465
観光庁長官登録旅行業第 1-1695 号
一般社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員

旅行・航空券取扱条件書

本旅行・航空券取扱条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。

第1条 手配旅行契約

- お客様と株式会社留学ジャーナル(東京都新宿区信濃町 34 JR信濃町ビル 6F 観光庁長官登録旅行業第 1-1695 号(以下「当社」といいます。))とは、航空券・宿泊等に関する手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- 当社がお客様のご依頼により、旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受けます。
- 当社は、旅行の手配にあたり、航空会社を含む運送機関・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行代金」といいます。)の他、所定の取扱料金を申し受けます。
- 航空券に関する旅行契約の内容・条件は、本旅行・航空券取扱条件書及び当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。
- 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。従って、満員、休業、条件不相当等の理由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその責務を果たしたときには、所定の取扱料金をお支払い頂きます。

第2条 旅行契約の成立

- 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、航空券一部金を受領したときに成立します。
- 上記 1 にかかわらず、次の書面を交付した場合は、航空券一部金の支払いを受けることなく契約が成立します。
(ア) 航空券一部金の支払いを受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付(郵送を含む。)した場合。この場合において、旅行契約の成立時期は、書面に記載した年月日とします。ただし、当該契約において E メール、FAX 等による承諾通知を発する場合は、当該通知がお客様に到達したときに成立します。
(イ) 当社各種留学プログラム申込み後に交付する、「留学手続引受確認書」にて航空券の予約を確認する旨を通知した場合。
- 航空券一部金は、旅行代金又は変更・取消しに関わる実費及び変更・取消手続に関わる当社手続料金の一部として、その他当社に支払うべき費用の一部として取り扱います。

第3条 通信契約

当社では、クレジットカード決済等による通信契約は行っておりません。

第4条 申込条件

- 申込み時点で未成年である場合又は学生の場合は保護者(親権者)の同意が必要です。
- 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方は、その旨申込み時にお申し出ください。この場合、医師の診断書をご提出いただく場合があります。また、状況に応じて介助者や同伴者の同行を条件とさせていただく場合や、運送・宿泊機関等の判断により申込みをお断りさせていただく場合もあります。
- その他当社の業務上の都合により申込みをお断りする場合があります。

第5条 航空券について

- 航空券は、お客様に直接郵送にてお送りする場合と出発予定空港にてお渡しする場合があります。出発前の最終案内の際に別途お知らせします。
- 航空券は、E チケットの場合があります。E チケットとは、紙ではなく電子データで発券し航空会社のコンピュータに保管される航空券です。お客様には、発券内容が記載された E チケット控をお渡しますので、旅程終了時まで携帯し、航空会社や入国審査官の求めに応じて提示してください。
- 海外からの復路便等の変更可能な航空券をお持ちの場合は、当社からご案内しない限り、原則としてお客様ご自身で変更を行って頂きます。変更手続の方法については、出発前の最終案内の際に別途お知らせします。
- 最初の航空機利用区間、搭乗後の未使用区間の航空券の払い戻しはお受けできません。

第6条 旅行代金・航空券代金

- 旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料、その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金(変更手続料金及び取消手続料金を除く。)をいいます。
- 航空券代金とは、運賃本体(平日/週末運賃、日本国内・海外追加運賃、途中降機費用、マイルアップ加算額等の合算額)と付加運賃(燃油サーチャージ等)、空港諸税(空港施設使用料、旅客保安料、通行税等)、航空保険特別料金、国際観光旅客税等の合計をいいます。なお、付加運賃、空港諸税、航空保険特別料金、国際観光旅客税の金額は、運賃本体とは別にご請求させていただきます。
- 航空券代金は、発券時に有効な運賃本体、付加運賃、空港諸税、航空保険特別料金、国際観光旅客税の合計額となります。予約後発券までの間に航空会社による運賃の値上げ、E チケット発券不可、IATA 通貨換算率(国際航空運送協会が設定する運賃換算用の換算率)の変更、為替レートの急激な変動及び天災等当社の管理し得ない事由で運賃(運賃本体、付加運賃)・料金に変更が生じた場合や付加運賃、料金、空港諸税等が新設・金額変更となった場合は、予約時にご案内した金額から追加請求又は返金します。発券後の追加請求・返金はしません。なお、概算見積書の航空券代金は、運賃検索日に有効なものとなりますので、ご理解ください。
- PEX(Purchase Excursion Fare)航空券(正規割引航空券)等で、ご予約からチケットの発券までに日数の制約がある場合においては、航空券代の一部金あるいは旅行代金の全額を申込み時にお支払いいただく場合があります。
- 現地発航空券手配の場合及び出発前々日から当日手配の場合は、PEX 航空券に限らず、別途「航空券緊急手続料金」(別紙「航空券変更・取消手続料金のご案内」参照)がかかります。なお、本手続料金の発生起算日は、出発日の前々日が当社休業日にあたる場合は、その直前の営業日が起算日になります。また、当日出発の手配依頼の場合、当該日が営業時間以降のとき、翌日の手配となるため、お申し出には応じかねます。

第7条 旅行代金・航空券代金のお支払い

旅行代金及び航空券代金は、請求書に記載した期日までにお支払い頂きます。旅行代金及び航空券代金の支払い期日は、航空券の種類によって異なります。また、ピーク時期や混雑状況等航空会社の予約事情により急遽購入(発券)依頼が入ることもあり、その場合は支払い時期が早まります。

第8条 旅行代金・航空券代金の変更

- 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、その他の事由により旅行代金及び航空券代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金及び航空券代金を変更することがあります。
- お客様が事前に利用航空会社の承認を得ることなく復路便を権利放棄された場合(片道のみ利用された場合)は、航空会社から片道普通航空運賃又は当該航空券の往復の公示運賃との差額を違約金として徴収される場合があります。その際は、お客様に差額をお支払い頂きます。

第9条 取消し待ちの手配

申込みの段階で、満席その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はお客様の承諾を得て、かつお客様に期限を確認した上で取消し待ちの手配をお承り、予約可能となるよう手配努力をします。この場合でも当社は、上記の航空券一部金を申し受け(予約完了を保証するものではありません。)。ただし、「当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様より取消し・変更のお申し出があった場合」又は「お待ちいただける期限までに結果として予約ができなかった場合」、当社は当該航空券一部金を全額払い戻します。取消し待ちの場合、旅行契約は、当社が予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

第10条 契約内容の変更

- お客様から契約内容の変更のお申し出があったとき、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、当社は、旅行代金及び航空券代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受け(ア) 変更のために運送・宿泊機関等に支払う変更料・取消料・違約料

(既に航空券を発券している場合の払い戻し手数料金を含みます。)

(イ) 当社所定の変更手数料金

(ウ) 航空券の変更についての規定および変更料・変更手数料金については、申込みの旅行サービス(航空券の種類等)により異なります。別紙「航空券変更・取消手数料金のご案内」にてご確認ください。

2. 契約内容の変更とは、同一のお客様が同一の運送・宿泊機関等を利用し、その間で利用日、利用便、航空券の種類等を変更する場合があります。同一の運送・宿泊機関等を利用しない場合は、変更ではなく、取消し・新規契約の扱いとなります。その場合、運送・宿泊機関等が定めた取消料の他、当社所定の取消手数料金を別途申し受けます。
3. 発券後のPEX航空券(格安航空券のIT(Inclusive Tour)チケットは除く。)については、出発前の変更はできず、取消しとなります。この場合、航空会社に対して、取消しに係る取消料実費及び当社に対する取消手数料金がかかる他、取消後、新たにPEX航空券の購入をしていただくために係る航空券代並びに当社に対する航空券取扱料金がかかります。
4. 申込み後の氏名(英語のスペル)の変更・訂正、大人・子供の種別・性別の修正、旅行者交代は、変更ではなく、取消し・新規契約の扱いとなります。その場合、運送・宿泊機関等が定めた取消料の他、当社所定の取消手数料金を別途申し受けます。
5. 復路便に最低必要滞在日数の条件が付されている航空券は、その期間内での変更・利用はできません。また、航空券によっては、航空会社が定める特定の日にちは、変更・利用ができない場合があります。最低必要滞在日数の条件付きに該当するの否か、又は特定日の変更・利用適用除外となるの否は、必ずお客様ご自身でご確認ください。当社は、分かる範囲内での情報をご提供いたします。

第11条 契約の解除

1. お客様による任意解除

お客様は次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、申込店の営業時間内にお受けします。

(ア) お客様が既に受けた旅行サービスの対価

(イ) お客様が未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用(既に航空券を発券している場合の払い戻し手数料金を含みます。)

(ウ) 当社所定の取消手数料金

(エ) 当社が得るはずであった取扱料金

2. お客様の責に帰すべき事由に起因する解除

お客様が第7条に規定する期日までに旅行代金及び航空券代金を支払われなときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、お客様に次の料金をお支払い頂きます。

(ア) お客様が既に受けた旅行サービスの対価

(イ) お客様が未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用(既に航空券を発券している場合の払い戻し手数料金を含みます。)

(ウ) 当社所定の取消手数料金

(エ) 当社が得るはずであった取扱料金

(オ) 本項及び前項に基づき、航空券の変更についての規定及び取消料・取消手数料金については、申込みの旅行サービス(航空券の種類等)により異なります。別紙「航空券変更・取消手数料金のご案内」にてご確認ください。

3. 当社の責に帰すべき事由に起因する解除

お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、旅行契約を解除することができます。この場合、標準旅行業約款手配旅行契約の部第15条により、当社はお客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金をお客様に返金します。ただし、お客様が当社に依頼されず、ご自身で別途手配された分については、お客様ご自身の負担となります。

第12条 利用条件

1. 航空会社の都合、満席等の事由により、お客様の希望する便の航空券が手配できない場合は、発着日、発着空港、利用便、ルートの変更又は利用する航空会社等を変更していただく場合があります。
2. 予約内容が航空会社のスケジュール改定、その他の予約管理上の都合により変更される場合があります。
3. 航空会社ごとに予約期間・購入(発券)期限・変更可否・取消し・変更に関する航空会社手数料等が定められていますのでご注意ください。
4. 当社の責によらず、大使館、留学先又はお客様の事情により、査証取得等に時間がかかり出発時期が変更になった場合、又は査証等が発給されなかった場合は、変更料、取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用(既に航空券を発券している場合の払い戻し手数料金を含みます。)及び当社所定の変更手数料金、取消手数料金を申し受けます。

第13条 免責事項

1. 天災地変、戦乱、ストライキ、暴動、内乱、同盟罷業、テロ行為、感染症(世界的なパンデミック又はエピソード、日本又は発着国の緊急事態宣言期間を含む。状況によってはアウトブレイクも含む場合がある。)、日本又は外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、申込者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合、又はお客様の不注意により被った損害につきましては、当社では責任を負いかねます。ただし、当社に故意又は重大過失が存する場合はこの限りではなく、お客様が被られた損害を賠償します。この場合の損害賠償額は、お支払いいただいた旅行代金又は航空券代金を上限とします。
2. お客様の事情により搭乗拒否された場合
3. 航空会社の過剰予約受付(オーバーブッキング)により、予約を取り消され又は搭乗を拒否された場合
4. 航空会社の都合による遅延、欠航等にもない代替便となった場合、又は乗継便に間に合わなかった場合
5. お客様が搭乗受付時間に遅れて搭乗できなかった場合
6. お客様が航空券等を紛失した場合、又は盗難に遭われた場合
7. その他、当社の管理外の事由によりお客様が損害を被られた場合

第14条 注意事項

1. 申し込みいただく英語の氏名は、パスポートの記載通りをお願いします。
2. 申し込みいただいた旅行参加には、有効残存期間を満たす旅券(パスポート)が必要です。また、今回の旅行に必要な旅券・査証・再入国許可及び各種証明書の取得並びに出入国手続書類の作成等は、お客様ご自身の責任で行って頂きます。査証の要否は、国・地域により異なりますので、お早めに大使館・領事館・航空会社等にご確認ください。目的地だけではなく、経由地の査証要否も必ずご確認ください。特に外国籍のお客様はご注意ください。ただし、お客様の要望により、当社及び当社の提携する手配代行者は、所定の料金を申し受け、別途契約(渡航手続代行契約)として渡航手続きの一部代行を行います。なお、査証手配(申請書類作成代行・申請代行)をご依頼いただく場合は、渡航手続代行契約の締結をお願いします。この場合、当社は、お客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
3. 航空機への搭乗手続は余裕を持って行ってください。また、予告なしに出発時間の変更される場合がありますので、利用航空会社へ出発・搭乗手続時刻等をご確認ください。
4. 航空会社が無料で預かる手荷物(受託手荷物)の無料・有料及び適用条件は、航空会社ごとに、方面・路線・搭乗クラス・マイレージ会員資格・チェックイン方法等によって異なりますので、航空会社のホームページ等にてご確認ください。
5. 航空会社のマイレージサービスについては、お客様と航空会社の会員プログラムにつき、サービスに関してのお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で航空会社と行って頂きます。また、マイレージに関しての責任は当社では負いかねます。

第15条 個人情報の取扱い

当社は、旅行申込の際にお伺いする個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただき、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続に必要な範囲内で、また当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続に必要な範囲内で、当社及び当社と提携する企業並びに航空会社の資料提供、説明会、イベント・セミナー並びにキャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供、旅行参加後のご意見やご感想等アンケートのお願いのため、その他統計資料作成のために利用させていただきます。さらに、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の海外渡航中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。

本個人情報の取扱いに関する詳細は、当社ホームページ記載の「プライバシーポリシー」をご参照ください。(http://www.ryugaku.co.jp/privacy/)

第16条 その他

海外危険情報・渡航情報・保健衛生のご案内

渡航先(国又は地域)によって外務省より危険情報等の安全関係の海外渡航関連情報が発表されている場合があります。海外渡航関連情報は、外務省海外安全相談センター等でもご確認ください(TEL:03-3580-3311 URL:http://www.anzen.mofa.go.jp/)。渡航先(国又は地域)の衛生状況については、厚生労働省海外感染症情報でご確認ください(URL:http://www.forth.go.jp/)。

より安心して出発していただくためにも、渡航中の病気や事故・盗難に備えて、海外旅行傷害保険(海外留学保険)に必ずご加入されることをおすすめします。

別紙

航空券変更・取消手数料のご案内

以下の枠内に「✓」印がついている航空券種類の予約手配を行うものです。航空券予約後の変更及び取消しについての規定、手数料金について必ずご確認ください。

(注意)

- 変更・取消し該当日が土・日・祝祭日にあたる場合は、直前の平日が該当日になります。
- 航空券の変更及び取消しにつきましては、当社営業時間内にお申し出ください。

 早期購入(発券)期限が設定されている航空券

早期購入期限のある航空券の場合、下記の変更料・取消料が適用されます。

- ____月 ____日()以降 変更の場合は _____円/取消しの場合は _____円
- 出発日当日及び旅行開始日以降の変更・取消しは払戻しができない場合があります。

 PEX 航空券(正規割引航空券)

PEX 航空券(正規割引航空券)は、予約手配1件につき11,000円(税込)の航空券取扱料金が必要になります。ただし、フィリピン、シンガポール、マレーシア、韓国の場合は、5,500円となります。

- 航空券取扱料金は、当社が航空会社又は手配会社に契約締結後予約をした時点から発生し、手配の変更・取消しになった場合でも返金はいたしません。
- 予約後の変更・取消しは、以下の諸費用を申し受けます。

購入(発券)期限: ____月 ____日() 購入(発券)後の取消料: _____円(実費)

- 契約締結後、購入(発券)期限前日まで :変更又は取消しの場合は、変更・取消手数料金 5,500円(税込)
- 購入(発券)期限以降 :取消しの場合(変更を目的とした取消しを含みます。)は、当社が航空会社等に支払う上記の取消料(実費)+取消手数料金 5,500円(税込)の合計金額

- 購入(発券)の有無にかかわらず、予約取消し後、新たに航空券を予約する場合は、新規航空券代に加え航空券取扱料金 11,000円(税込)をあらためて申し受けます。ただし、フィリピン、シンガポール、マレーシア、韓国の場合は、5,500円となります。
- 出発日当日以降は、払戻しができない場合があります。

 航空券緊急手数料金

緊急性を伴う以下の条件に基づく、航空券の予約手配の場合は、PEX 航空券に限らず1件につき11,000円(税込)の航空券緊急手数料が必要になります。なお、手配を依頼されるにあたり、お申し出日の出発前々日が当社休業日にあたる場合は、その直前の営業日が手数料金発生の起算日となります。

- 現地(海外)発航空券手配の場合
- 出発前々日から当日手配の場合

券種 片道チケット

FIX チケット

ご利用予定便全てにおいて、変更はできません。

____日有効チケット

____ヶ月有効チケット

現地にて復路便の日付変更が可能です。変更料 _____円(実費・現地にてお支払い頂きます。)

変更料は、予告なく改定になる場合や、変更料とは別に変更先において手数料が徴収される場合がございます。

空席状況による予約クラスの変更、利用予定便のフライトスケジュールに変更等が生じた場合、差額代金が発生することがございます。

また、留学ジャーナルにて復路便の変更をする場合、上記の実費に加え、1回につき手数料5,500円(税込)が必要になります。

予めご了承ください。

最低必要滞在日数: ____日・ヶ月

復路便変更の際、最低必要滞在日数期間が条件として付されている場合は、その期間内での変更・利用はできませんのでご注意ください。

※上記費用には、消費税10%が含まれていますが、税法改正により消費税の税率が変動した場合、改正以降における消費税相当額は、変動後の税率により計算した額となります。

2024年9月20日適用